

# 鳥取県公報

## ◇告示 種畜証明書の交付

土地改良区設立の予備審査の申請について  
 境特別都市計画事業復興土地区劃整理清算  
 金取扱規程  
 保安施設地区予定地の指定  
 医療機関の指定  
 建設業者の登録  
 昭和二十七年児童福祉施設保母試験合  
 格者

## 告示

鳥取県告示第四百七十三号

次の種畜につき種畜証明書を交付した。

昭和二十七年十月十日

鳥取県知事 西尾 愛治

記

種畜証明書番号	種類	名前	生年月日	級別	住	飼養者住所氏名
---------	----	----	------	----	---	---------

昭二七鳥地	一	黒毛和種	牧	田	昭和26、4、10	二級	東伯郡三徳村	野見 邦一
二	二	保	田	邦	昭和26、4、20	二級	西伯郡余子村	山本 憲
三	三	田	中	中	昭和26、4、20	二級	八頭郡丹比村	瀬戸根 勇



二、縦覧期間

昭和二十七年十月十一日から同年十月三十一日まで

三、縦覧の場所

東伯郡中北條村役場

〃 下北條村〃

〃 大誠村〃

〃 由良町〃

四、意見の提出

利害関係人及び申請人において縦覧に係る事項につき意見がある場合は縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に提出すること。

鳥取県告示第四百七十六号

境特別都市計画事業復興土地区劃整理施行規程（昭和二十三年三月鳥取県告示第百二十七号）第十九條の規定に基き境特別都市計画事業復興土地区劃整理清算金取扱規程を次のように定める。

昭和二十七年十月十日

鳥取県知事 西 尾、愛 治

境特別都市計画事業復興土地区劃整理

清算金取扱規程

（総則）

第一條 特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号以下「法」とす。）第五條第一項の規定によつて行ふ境特別都市計画事業復興土地区劃整理における清算金の事務取扱については、法、特別都市計画法施行令（昭和二十一年勅令第四百二十二号以下「令」という。）及び境特別都市計画事業復興土地区劃整理施行規程並びに鳥取県会計規則（昭和二十五年六月鳥取県規則第四十二号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（清算金額の決定通知）

第二條 徴収又は交付すべき清算金額が決定したときは、知事はその金額を土地区劃整理清算金通知書（第一号様式）により徴収又は交付を受ける土地所有者及び借地権者に通知するものとする。

（清算金の徴収）

第三條 知事は、清算金を徴収しようとするときは納付期日の十日前までに清算金納額告知書（第二号様式）を清算金納付義務者に発するとともに境港務所の果出納員（以下「出納員」という。）に対し清算金収入命令書（第三号様式）を交付するものとする。

第四條 知事は、清算金徴収簿（第四号様式）及び清算金滞納整理簿（第五号様式）を作成し整理するものとする。

（権利の分割譲渡の場合の清算金）

第五條 法第二十三條第一項の規定による権利の分割譲渡の届出があつた場合の清算金は、分割前の清算金を分割後の権利に按分して定める。

（清算徴収金の分納許可）

第六條 令第三十八條第二項の規定により清算徴収金に ついて分納の許可を申請しようとするものは、第二條の規定による土地区劃整理清算金通知書を受けた日から十四日以内に土地区劃整理清算金分納許可申請書

（第六号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の内容を適當と認めたとときは、清算金分納許可書（第七号様式）に、その毎回の納付金額及び納付期限を附して許可するものとする。

第七條 前條の期定により、分納を許可する場合における清算金総額の完納期限は、令第三十九條第一項各号に掲げる期限の長期により定めるものとする。但し、納付義務者が、この期限より短い期限を申し出たときは、その申出期限による。

（未納清算金の繰上納付）

第八條 令第四十二條第一項の規定により未納清算金の全部又は一部を繰上納付しようとする場合には、知事に清算金繰上納付申請書（第九号様式）を提出して承諾を受けなければならない。

2 前項の承諾を与えたときの利子計算は第一回の納付期の翌日から繰上納付する日の前日までの日割計算によるものとする。

（清算金の分納）

第九條 清算金の分納を認める場合において第一回の納付金の額は、分納を認める清算金の総額を分納回数で除して得た額とする。

2 納付義務者から前項の額を超えて納付する申出があつたときは、前項の規定にかゝらず、その額をもつて第一回の納付金額とする。

(清算金の交付)

第十條 第二條の規定による土地区劃整理清算金通知書を受けたものが清算金の交付を受けようとするときは清算金交付請求書(第十号様式)を知事に提出しなければならぬ。

2 前項の請求があつたときは、知事は出納員に対し、清算金支出命令書(第十一号様式)を交付する。

第十二條 知事は、清算金交付簿(第十七号様式)を作成し、整理するものとする。

(清算金の分割交付)

第十二條 法第二十一條第二項及び令第四十二條の二第一項から第三項までの規定により清算金の分割交付を

する場合における清算金総額の交付期限は、清算金の総額に応じ次の区分による。

一、清算金の総額	五万円以上六万円未満のとき	半年
二、	六万円〃六万五千元〃	一年
三、	六万五千元〃七万円〃	一年半
四、	七万円〃七万五千元〃	二年
五、	七万五千元〃八万円〃	二年半
六、	八万円〃八万五千元〃	三年
七、	八万五千元〃九万円〃	三年半
八、	九万円以上のとき	四年

第十三條 前條の場合における清算金の第一回の交付金額は、五万円とする。但し、第二回以後の毎回の交付金額は、利子を合せて毎回均等とする。

第十四條 知事は、前二條の規定により毎回の交付期限及びその交付金額を決定したときは、第二條の規定による通知とともに清算金の交付を受けるとき土地所有者及び借地権者に通知するものとする。

2、前項の規定により通知を受けた土地所有者及び借地権者は、毎回の交付金額について第十條の規定に準じ請求書を知事に提出しなければならない。

第十五條 前條第一項の毎回の交付金額について繰り上げ交付する場合の利子の計算は、第八條第二項の規定を準用する。

(清算金の供託)

第十六條 耕地整理法第二十五條の規定により清算金を供託しようとするときは清算金供託書(第十四号様式)によるものとする。

(補償金の清算徴収金に対する充当)

第十七條 法第二十條の規定による補償金の清算徴収金に対する充当は、同條但書に規定する場合を除き、清算金を徴収すべき土地、各筆又は各借地権毎に、その清算金額の少ないものから順次充当する。

第十八條 補償金の清算徴収金に対する充当は、出納員に対し清算金振替命令書(第十五号様式)を交付して行うものとする。

2、出納員は、前項の規定により、補償金を清算徴収金に充当したときは、補償金の交付を受けるべき者から振替充当額の補償金領收書を徴し清算金の徴収を受けるときに同額の清算金領收書を交付するものとする。

第十九條 知事は、補償金清算台帳(第十六号様式)を作成し整理するものとする。

附 則

この規程は公布の日から施行する。(第一号様式)

土地区劃整理清算金通知書

No. \_\_\_\_\_

昭和 年 月 日 鳥取県知事氏名 圖

住所 氏名 殿

境特別都市計画事業復興土地区劃整理地区内における貴殿の所有地に関する清算金は、下記(内訳書別紙)の通り決定したから境特別都市計画事業復興土地区劃整理清算金取扱規程第二條の規定に

よつて通知する。  
記

清算金徴収金	円	補償金決定額	円
清算金交付金	円	補償金交付額	円
差引徴収交付額	円		
内供託すべき金額	円		

なお、次の事項御了知の上所定の手続をとられた  
い。

- 1、既に徴収又は交付済の概算徴収金及び概算交付金があるときはこれを徴収する清算金に充当する。
- 2、土地に関する補償金と清算徴収金があるときは補償金を清算徴収金に充当し、その差額を徴収交付する。
- 3、土地に関する補償金と清算交付金があるときは、双方を交付する。
- 4、土地に関する補償金又は清算交付金中何れか一方あるときは、その金額を交付する。
- 5、清算交付金を受ける従前の土地が先取特権、質権、抵当権又は訴訟の目的となつているときは、その権利

者又は訴訟当事者の同意書を提出されたい。

同意書の提出がないときは前項の土地の清算交付金並びに補償金はこれを供託する。

6、清算金の交付を受ける者は別紙請求書を鳥取県金庫に提出されたい。

7、清算徴収金分納を希望する者は昭和 年 月 日まで別紙申請書を境戦災復興事務所に提出されたい。

8、清算交付金が5万円以上ときは、別紙(2)により分割交付する。

9、この通知の後権利の異動があつたときは、遅滞なく関係者と連署で届け出られたい。

(別紙 1)

清算金内訳書

従前土地	換地	地	清算金	概算徴収金	交付金	概算徴収金及び交付後の清算金	補償金の徴収額	補償金の交付額	備考
区丁目番	区丁目番	地種別	額	額	額	額	額	額	

(別紙 2)

清算金分割交付金内訳書

回数	交			付			元金残額
	元金	利子	計	交	付	期	
第1回							
第2回							
第10回							
第11回							
計							

原符 (第 号) No. \_\_\_\_\_

清算金納額告知書兼納入済通知書 (第 号) No. \_\_\_\_\_

領收証書 (第 号) No. \_\_\_\_\_ (第二号様式)  
清算金納額告知書 No. \_\_\_\_\_

振替貯金口座	
合計	款 項
年度	目 節
期	

振替貯金口座	
合計	款 項
年度	目 節
期	

振替貯金口座	
合計	款 項
年度	目 節
期	

億	千	百	十	万	千	百	十	円	十	銭

億	千	百	十	万	千	百	十	円	十	銭

億	千	百	十	万	千	百	十	円	十	銭

加入者 市

上記金額を納付して下さい  
さい  
納付期限 昭和 年 月 日  
納付場所 金庫  
昭和 年 月 日  
知 市 町 村 長 納

上記金額領收 金 庫  
丁 目 番 地 股  
境 戦 災 復 興 事 務 所  
領 收 日 附 印

口 数	備 考
金 額	
計 額	
領 收 日 附 印	

口 数	備 考
金 額	
計 額	
領 收 日 附 印	

口 数	備 考
金 額	
計 額	
領 收 日 附 印	

(第三号様式)

清算金收入命令書

No. \_\_\_\_\_

昭和 年 月 日

出納員 氏名 殿 鳥取県知事 氏 名 園

境特別都市計画事業復興土地区画整理清算金取扱規程第四條の規定により清算金の収入を下記のようにすることを命令する。

記

納付義務者	住 所	収入金額	義務者の納付期限	摘 要

(第四号様式)

清算金徴収簿

告知書告知年月日	告知書告知年月日	納期徴収金額	収入年月日	納入義務者住所氏名	摘要

備 考

1、不納欠損額は摘要欄に「不納欠損」と朱書すると。

2、納期内に収入未済額の方については、摘要欄に「収入未済額」と朱書すると同時に第五号様式の清算金滞納整理簿を移記すること。

(第五号様式)

清算金滞納整理簿

番号	滞納額	督促状指定年月日	収入年月日	滞納者住所氏名	摘要

備 考

1、第四号様式の清算金徴収簿の摘要欄の「収入未済額」と朱書の後、本簿の滞納額に記載のこと。本簿の「収入年月日」を記載の後、第四号様式の清算徴収簿の摘要欄の「収入未済額」を抹消すること。

(第六号様式)

土地区画整理清算金分納許可申請書

昭和 年 月 日

申請人 住 所

氏 名 ㊦

鳥取県知事 氏名殿

昭和 年 月 日付で通知をうけた清算金総額 円

の納付については、境特別都市計画事業復興土地区画整

理清算金取扱規程第六條第一項の規定により下記の通り

分納許可を申請します。

記

No. \_\_\_\_\_

納付義務者 住 所

氏 名

昭和 年 月 日付で申請の境特別都市計画事業復興土

地区画整理清算金分納のことについては、境特別都市計

画事業復興土地区画整理清算金取扱規程第六條第二項の

規定により下記の通り毎回の納付金額及び納付期限を附

して許可する。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏名 ㊦

記

納付すべき清算金の属する地

町	丁	番	地	種	権利の別	清算金	分納回数	摘要

(第七号様式)

清算金分納許可書

回数	納付金額		納付期限	摘要
	元金	利子		

第1回	円	円	円昭和 年 月 日限り	
第2回	円	円	円昭和 年 月 日限り	

第10回	円	円	円昭和 年 月 日限り	
第11回	円	円	円昭和 年 月 日限り	

計 円 円 円

備考

1 No. \_\_\_\_\_ は、清算金分納許可台帳のNo. \_\_\_\_\_ を同一とすること。

2 氏名又は名称、住所の変更があつたときはすみやかに届出すること。

(第八号様式)

清算金分納許可台帳

No. \_\_\_\_\_

納付義務者住所	納付義務者名
換地	番地
市	町
丁	記

清算金総額	補償金充当額	納付金額	利子	徴収総額

分納許可申請年月日	昭和 年 月 日
分納許可及びNo.	No. _____

分納期限	昭和 年 月 日より	昭和 年 月 日まで	元金残高
------	------------	------------	------

(納付内訳)

納 付

回数	元金	利子	計	納付期限	元金残高
第1回				昭和 年 月 日限り	
第2回				昭和 年 月 日限り	
第10回				昭和 年 月 日限り	
第11回				昭和 年 月 日限り	
計					

備考 本台帳は納付義務者一人に対して一葉とすること。

(第九号様式)

清算金繰上納付申請書

昭和 年 月 日

申請人 住 所

氏 名 ㊦

鳥取県知事 氏名殿  
 昭和 年 月 日 第 号で許可された清算金分納について、境特別都市計画事業復興土地区画整理清算金取扱規程第八條第一項の規定により、下記の通り繰上納付の承認を申請します。

記

繰上納付すべき清算金の属する土地	繰上金額	当該分納回数	摘要
町 丁目 番 地			
権利の別			

備考 当該分納回数に相当しない繰上金額の場合はその旨を摘要欄に記入のこと。

(切取線)

No. \_\_\_\_\_ 清算金繰上納付承認書

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏名殿

住所 氏 名 殿

昭和 年 月 日付申請の繰上納付について境特別都市計画事業復興土地区画整理清算金取扱規程第八條第二項により下記の通り承認する。

記

繰上納付金 円

(内訳)

繰上納付額及びその後の分納額		分納許可額		摘要
第1回	第8回	計	第1回	計
元金	元金	元金	元金	元金
利子	利子	利子	利子	利子

備考 繰上金額の金額を一回分として当該回数を朱書すること。

(第十号様式)

清算金交付請求書

一金 \_\_\_\_\_ 円

但し境戦災復興土地区画整理に対する清算金

上記の清算金を境特別都市計画事業復興土地区画整理清算金取扱規程第十一條第一項により請求します。

昭和 年 月 日

住所 氏 名

鳥取県知事 氏名殿

(切取線)

領 収 書

一金 \_\_\_\_\_ 円

但し境復興土地区画整理に対する

清算金

上記の清算金を領収しました。

昭和 年 月 日

住所 氏 名

鳥取県知事 氏名殿

(切取線)

支払済通知票	昭和復興土地区画整理清算金	年度	氏名	金額	費目

上記の清算金支払済につき通知する。

金 庫

出納員 氏 名 殿

(第十一号様式)

清算金支出命令書

No. \_\_\_\_\_

昭和 年 月 日 鳥取県知事 氏名殿  
 出納員 氏名殿



境特別都市計画事業復興土地区劃整理清算金取扱規程第十一條第二項の規定により下記清算金を交付されるよう支出命令する。

記

要交付者氏名	住所	清算金交付金額	摘要

(第十二号様式)

清算金交付簿

番号	要交付者氏名	住所	交付年月日	清算金交付金額	摘要

備考 第十一号様式のNo. .... と本簿の番号と同一なること。

(第十三号様式)

清算金収支状況報告書

交付済未納額	計	交付済額	計	未収入額	計	納付済額	計	不納付額	計	未収入額	計	納付済額	計	決定額	
前月	本月	前月	本月	前月	本月	前月	本月	前月	本月	前月	本月	前月	本月	前月	本月

上記の通り報告します。

昭和 年 月 日

出納長 氏名殿 境震災復興事務所出納員氏名 團

(第十四号様式)

清算金供託調書

土地の所在地	土地所有権の種類	権利の種類	面積	地番	地目	借地借主氏名	借主氏名	登記年月日	備考

(第十五号様式)

清算金振替命令書

No. ....

境特別都市計画事業復興土地区劃整理清算金取扱規程第二十一條第一項の規定により補償金を清算徴収金に振替することを下記により命令する。

記

納付義務者氏名	住所	氏名	補償金の額	清算徴収金の額	補償金の振替額	後償金の補償額	振替後の清算徴収金の残額	摘要

(切取線)

清算金振替充当通知書

No. ....

昭和 年 月 日

出納員 氏名 團

鳥取県知事 氏名殿

境特別都市計画事業復興土地区劃整理清算金取扱規程第二十一條の規定による振替充当を下記の通り済したから通知します。

納付義務者住所氏名	補償金の額	清算徴収金の額	補償金の振替額	後償金の補償額	振替後の清算徴収金の残額	摘要

(切取線)

補償金領収書

No. ....

昭和 年 月 日

住所 氏名 團

出納員 氏名殿

一金 円

但し、清算金徴収金に充当された補償金上記の補償金を領収致しました。(切取線)

清算金領收書

No. 昭 和 年 月 日  
住 所

氏 名 数 段 田 籍 員 氏 名 國

一 金 円

但し、補償金を充当した清算徴収金  
上記の清算金を領収しました。

(第十六号様式)

補償金清算金台帳

在 所	地 地	換 換	換 換	換 換	換 換	換 換	換 換	換 換	換 換	換 換	換 換	換 換	換 換	換 換	換 換	換 換	換 換	換 換	換 換	換 換	換 換	換 換
從 市 村 字 丁 目	利 利	利 利	利 利	利 利	利 利	利 利	利 利	利 利	利 利	利 利	利 利	利 利	利 利	利 利	利 利	利 利	利 利	利 利	利 利	利 利	利 利	利 利

備考 1、補償金の決定通知があつたとき当該欄に記入  
すること。  
2、一人に一葉をもつようにすること。

鳥取県告示第四百七十八号

次の土地を保安施設地区予定地にする旨通知を受けたので森林法(昭和二十六年法律第三百四十九号)第四十四條の  
規定により告示する。

昭和二十七年十月十日

鳥 取 県 知 事 西 尾 愛 治

記

郡 町 村 大 字 字 地 地 番 台 帳 一 実 測 又 は 見 込 積 要 指 定 実 測 又 は 見 込 面 積 積 施 業 要 件 指 定 の 目 的 指 定 期 間

日 野 上 宮 内	火 消 シ	一、一八六	町	三〇二〇	町	三〇二〇	町	三〇二〇
同 同	代 山	一、三六五	町	四七二八	町	四七二八	町	一五〇〇
川 神 奈 俣 野 原 林	二、〇三七	一、〇三七	町	七八二五	町	七八二五	町	〇三〇〇
同 同	同 同	二、〇三八	町	一、五二二五	町	一、五二二五	町	〇六〇〇
米 沢 具 田 前 林	三九五	、四六一五	町	四六一五	町	四六一五	町	一〇〇〇
同 二 部 福 居 敷 上 屋	一、二二一	、〇一九	町	〇一九	町	〇一九	町	一〇〇九
同 同	同 同	一、二二三	町	〇〇一八	町	〇〇一八	町	〇〇一八
同 同	同 同	二、五〇〇	町	一、二〇六	町	一、二〇六	町	一、二〇六
同 同	同 同	二、四八一	町	一、二二四	町	一、二二四	町	一、二二四
同 同	同 同	二、四六〇	町	一、二〇九	町	一、二〇九	町	〇〇二〇
同 同	同 同	三、五	町	一〇三、	町	一〇三、	町	二〇〇〇

一、立木の伐採を禁ずる。

土砂流出の防止のため

一年一ヶ



- 同一九五号 昭和二十七年八月二十三日 若桜建設株式会社 八頭郡若桜町 熊田資治良
- 同一九七号 昭和二十七年九月二日 村津建設株式会社 鳥取市片原二丁目三四ノ一 村津 民藏
- 同一〇四号 同 右 山田組 鳥取市西品治 山田 藤一
- 同一二八号 同 右 有限会社 日野郡溝口町 田中 晃
- 同一二九号 同 右 小林工務所 岩美郡宇倍野 小林 平藏
- 同一三〇号 同 右 松本建設株式会社 日野郡根雨町 松本 泰治郎
- 同一四号 昭和二十七年九月十五日 狭山土建工業所 鳥取市川端一 狭山 晴雄

鳥取県告示第四百八十一号

昭和二十七年十月十日  
昭和二十七年度児童福祉施設保母試験に次の者が合格した。

鳥取市 鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 本間 春子 仲田 瑞枝 中西 孝子
- 西川 静枝 市谷 治子 喜多村お秋
- 小谷 俊子 高島 晴子 小谷 敦子
- 滝本 京子 岩本 伸子 平井 英子
- 太田 愛子 川上 綾子 唯 慶子
- 大西 政枝 桔梗真木子 美波 静枝
- 吉村 豊子 西山 金江 前田 逸子
- 藤野 覚 江谷 富恵 渡辺 英子
- 松尾 貞子 福本千代子
- 米子市 野尻 郁子 松浦 慶子 中村 愛子
- 眞庭 慈子 植田 慶子 土谷 幸子
- 飯田 喜巳 政岡 保枝 中島悦都子
- 村上 依子 山本 京子 小坂千代子
- 山守 実衛 長尾 卓子
- 岩美郡

- 八頭郡 米田 桂子 田中 幸子 博田美代子
- 田村 文江
- 岸本 幸子 上原 貞子 高野須千七
- 高橋壽賀子 西村 敦子 村上 松恵
- 金田 重子 横原 弘子 渡辺 光子
- 石田 雅子 梶川まさゑ 北川 節恵
- 田淵 由子 米井わか子

- 気高郡 砂川 淑恵 橋本美智子 進木 英子
- 近藤佐智子 岡田美智子 松本 達子
- 三橋 道子 黄金 彩子 木下 一恵
- 谷口 郁子 岩田富美子

- 東伯郡 神田 一枝 北田 邦子 前田 陽子
- 讃岐富美子 坂本 侑子 有福 静恵
- 滝野 静子 長谷川澄枝 池田 幸子
- 竹歳 颯子 西本 敏子 安藤 辰子

- 瀬戸 弥生 岸田佐津子 伊藤 孝子
- 松田 輝子 岡本 雅江 山田恵美子
- 大橋 恒子 赤嶋 陽子 佐伯美代子
- 明穂 典子 鉄田 雅子 大倉 照子
- 千石つる子 小谷 和枝 山崎小鶴枝
- 但馬 和子 米村 澄江 河本美代子
- 島崎 綾子 福井 冨子 青木美恵子
- 有福音佐代 尾坂智恵子 山田 秀子
- 河崎 睦子 入江 英子 綱本美也子
- 徳野濃里子 林 シズ子
- 西伯郡 崎田 政代 安田 静子 杉本アケミ
- 伊藤 美世 阿部 愛子 本池 順子
- 中原 孝子 山本 糸代 中島 敏子
- 引野 久子 徳田 芳子 山根喜美栄
- 松本 清子 松本 茂子 植田二三子
- 遠藤 公子 角 朝子 足立 ツギ
- 橋井美津子 足立志満子

日野郡

宮本 歌子

石原 満子

松岡たけよ

松本真璃子

須沢 幸枝

高橋 廉子

山下美喜恵

森 百合枝

福田 益美

岡山県

松田 宏子

那須 絹子

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発 行 所

鳥取県鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町

刷 行 所

鳥取県